

○唐津市工事設計書における情報提供に関する要綱

平成 28 年 3 月 25 日

告示第 59 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、唐津市が発注する建設工事に係る金額を記載した工事設計書（以下「工事設計書」という。）の情報提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報提供の対象となる工事設計書)

第 2 条 情報提供の対象となる工事設計書は、唐津市の入札に付された建設工事で、かつ当該工事の請負契約が締結されたものに係る工事設計書であって、唐津市情報公開条例（平成 17 年条例第 10 号。以下「情報公開条例」という。）第 5 条第 1 項各号に規定する不開示情報が含まれないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、最低制限価格を設定する建設工事又は地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価落札方式による競争入札を行う建設工事の工事設計書において、見積りにより決定する単価等は、競争入札に係る公告又は指名通知の際公表するものとする。

(情報提供の範囲)

第 3 条 情報提供の範囲は、当該建設工事を施工する課（以下「工事施工課」という。）が定める基準による。

(情報提供の期間)

第 4 条 情報提供の期間は、当該工事における請負契約が締結された日が属する年度及び翌年度までとする。ただし、繰越事業、継続事業、債務負担行為事業等で当該事業期間が 1 年以上の場合は、事業終了日の属する年度の翌年度までとする。

(情報提供の方法)

第 5 条 工事設計書の情報提供の方法は、工事施工課の窓口における閲覧によるものとする。

(閲覧の手続き)

第6条 前条の規定により、情報提供を受けようとする者は、工事設計書閲覧申込書（別記様式。以下「申込書」という。）を工事施工課に提出しなければならない。なお郵送による受付は行わないものとする。

2 前項の規定により、申込書が提出された場合は、工事施工課は5日以内に申込者に対し、情報提供を行わなければならない。

3 前項に定める期間には、唐津市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除くものとする。

（その他）

第7条 この要綱による情報提供に関しては、情報公開条例の規定に基づく開示請求を排除するものではない。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に請負契約を締結する工事から適用する。

附 則（令和6年告示第82号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年4月1日以後に公告又は指名を行う競争入札から適用する。

別記様式（第6条関係）

工事設計書閲覧申込書

年 月 日

唐津市長 様

住所（所在地）

申請者 氏名（名称）

（代表者名）

電 話 番 号

唐津市工事設計書における情報提供に関する要綱第6条の規定に基づき、次のとおり工事設計書の情報提供を申し込みます。

1 工 事 名

2 工事場所

3 入 札 日

年 月 日